

「スポーツ人材等確保事業業務」に係る質問書に対する回答

No	該当箇所	質問	回答
1		本業務にて接触したアスリート・学生に対して、当社サービスも案内し、会員登録化してサービス提供しても良いのでしょうか。	貴社のサービスを案内することは妨げません。
2		マッチングイベントや理解促進セミナーで掛かる費用（会場代など）は、当社で費用負担する形でしょうか（委託料は業務完了後のお支払いのため）。	会場使用料を含め本業務に係る費用は、受託者に負担いただき、業務完了後に県から受託者へ経費を一括でお支払いします。
3	企画提案募集要領別紙Ⅱ 5	「企画提案募集要領」のマッチングイベントに記載ある参加費についての注意書きの認識確認ですが、参加企業へ参加費を徴収しながら、マッチングの手数料（紹介料）を徴収することはできないという認識で良いのでしょうか。	マッチングが成立した場合、参加企業から手数料（紹介料）を徴収いただきかまいません。ただし、イベント参加費などの本業務に係る経費を請求することのないようにお願いします。 なお、仕様書の5(4)エ②において、参加企業からイベント参加費を徴収しないものとする事としておりますので、ご注意ください。